

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
総務省	(独)郵便貯金・簡易保険管理機構の職員数決定に係る文書(決定の根拠も含む)	H22.9.27	H22.10.27	H22.11.10	14	所管課において遅延が発生した。「開示請求に係る文書」が複数の文書にまたがって存在すると考えられたことから、多数の文書の確認のため時間を要した。また、起床後に数回の修正を要したため、決裁手続に時間を要した。
法務省	被収容者向け告知放送文書	H22.6.14	H22.7.22	H22.8.6	15	情報公開窓口担当者1名で事務処理手続を行っているところ、同担当者が他の業務(各種協議会の準備、個人情報の管理、情報セキュリティ及び文書管理など総務課所管業務)が繁忙期であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要したため、開示請求の事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	収容人員日表(平成22年1月～7月分)	H22.6.14	H22.8.7	H22.9.17	41	情報公開窓口担当者1名で事務処理手続を行っているところ、同担当者が他の業務(各種協議会の準備、個人情報の管理、情報セキュリティ及び文書管理など総務課所管業務)が繁忙期であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要したため、開示請求の事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	収容人員日表(平成21年1月～12月分)	H22.6.14	H22.8.7	H22.9.17	41	情報公開窓口担当者1名で事務処理手続を行っているところ、同担当者が他の業務(各種協議会の準備、個人情報の管理、情報セキュリティ及び文書管理など総務課所管業務)が繁忙期であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要したため、開示請求の事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	通達「被収容者用主食の混合比及び精麦の使用等について」	H22.3.26	H22.5.6	H22.5.13	7	情報公開窓口担当者1名で事務処理手続を行っているところ、同担当者が他の業務(各種協議会の準備、個人情報の管理、情報セキュリティ及び文書管理など総務課所管業務)が繁忙期であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要したため、開示請求の事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	メニュー表(徳島刑務所 平成22年3月分)	H22.3.26	H22.5.6	H22.5.13	7	情報公開窓口担当者1名で事務処理手続を行っているところ、同担当者が他の業務(各種協議会の準備、個人情報の管理、情報セキュリティ及び文書管理など総務課所管業務)が繁忙期であり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要したため、開示請求の事務処理手続を行うことができなかった。
国税庁	新規法人に係る抽出法人名簿(平成22年5月分)	H22.8.2	H22.9.1	H22.9.2	1	開示決定等期限の期間計算を30日以内ではなく1ヶ月以内と誤ったため。
国税庁	新規法人に係る抽出法人名簿(平成22年5月分)	H22.8.2	H22.9.1	H22.9.2	1	開示決定等期限の期間計算を30日以内ではなく1ヶ月以内と誤ったため。
厚生労働省	青森県内の保険医療機関等に対する平成21年度個別指導結果、平成22年度指導計画等に関する文書	H22.5.10	H22.6.9	H22.6.15	6	開示資料及び不開示情報が多く、文書の特定等に日数を要したため。(開示資料511ページ・不開示情報442箇所) また、集中的に開示請求(4月及び5月受理合計112件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	宮城県内の保険医療機関等に対する平成21年度個別指導結果、平成22年度指導計画等に関する文書	H22.5.11	H22.6.10	H22.6.15	5	開示資料及び不開示情報が多く、文書の特定等に日数を要したため。(開示資料551ページ・不開示情報1,235箇所) また、集中的に開示請求(4月及び5月受理合計112件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
厚生労働省	東北6県の保険医療機関等の施設基準等届出内容に関する文書【計6件】	H22.5.24	H22.6.23	H22.6.24		1 集中的に開示請求(4月及び5月受理合計112件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	宮城県内及び福島県内における平成21年5月から平成22年5月までの新規登録保険医療機関の指定一覧【計2件】	H22.6.14	H22.7.14	H22.7.20		6 集中的に開示請求(5月及び6月受理合計122件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	宮城県内における平成17年4月から平成19年3月までの新規登録保険医療機関等の指定一覧	H22.6.22	H22.7.22	H22.7.28		6 集中的に開示請求(5月及び6月受理合計122件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	山形県鶴岡市、三川町、酒田市、遊佐町、庄内町の保険医療機関から提出された平成21年度在宅療養支援診療所に係る報告書	H22.6.23	H22.7.23	H22.7.28		5 集中的に開示請求(5月及び6月受理合計122件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	東北6県の保険医療機関等の平成22年7月分施設基準等届出内容に関する文書【計6件】	H22.8.30	H22.9.29	H22.9.30		1 集中的に開示請求(7月及び8月受理合計106件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	特定社会福祉人の平成21年度決算書等	H22.9.15	H22.10.15	H22.10.18		3 集中的に開示請求(8月及び9月受理合計121件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	東北6県の保険医療機関等の平成22年9月分施設基準等届出内容に関する文書【計6件】	H22.10.25	H22.11.24	H22.11.25		1 集中的に開示請求(9月及び10月受理合計129件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
国土交通省	航空保安業務処理規程	H22.10.29	H22.11.29	H22.11.30		1 複数の規程が集したもので文書量が多く、担当課も多くにわたり、処理に多くの時間を要するところ、決裁処理が期限内に間に合うと考えて進めていたが、1日遅延した。
会計検査院	記載内容不明及び開示請求手数料が納付されなかった開示請求に対する不開示決定	H22.3.19	H22.5.24	H22.6.4		11 開示請求書に係る補正の求めをするうえで開示請求書の記載内容の判読作業に相当の期間(約30日間)を要してしまったため、期限を超過した。

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「外交記録公開推進委員会第3回会合」の庶務担当部局が、同第3回会合に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H23.1.11	H23.3.14	H23.3.23	9	東日本大震災対応等で事務繁忙を極めていたため。
外務省	(1983年5月上旬)中曽根首相の東南アジア訪問に際しASEAN5カ国の各国の首脳との会談に関する会談記録、準備資料、トーキングポイント。	H23.1.27	H23.3.28	H23.3.29	1	情報公開請求に係る書面(開示決定等の通知書等)を作成するシステムに誤った受付年月日を入力したことにより、開示決定等の期限を誤認したため。
文化庁	文化庁と通商産業省との間において、平成10年10月12日付で取り交わされた、著作権法施行令(昭和45年政令第335号)の一部を改正する政令の制定に関する覚書に関して、当該覚書が合意に至るまでの経緯がわかる書類および当該覚書に関する文化庁と通商産業省とのやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	H23.3.17	226	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。
文化庁	文化庁と通商産業省との間において、平成11年6月21日付で取り交わされた「著作権法施行令の一部を改正する法令案に関する確認事項」に関して、当該確認事項が合意に至るまでの経緯がわかる書類および当該確認事項に関する文化庁と通商産業省とのやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	H23.3.17	226	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。
文化庁	文化庁と通商産業省との間において、平成12年7月7日付で取り交わされた「著作権法施行令の一部を改正する法令案に関する確認事項」に関して、当該確認事項が合意に至るまでの経緯がわかる書類及び当該確認事項に関する文化庁と通商産業省とのやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	H23.3.17	226	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。
文化庁	第125回国会(平成4年10月30日～平成4年12月10日)において「著作権法の一部を改正する法律案」を提出するに際し文化庁内で作成された想定問答またはこれに相当する文書(衆議院本会議または文教委員会の質疑応答対応として作成された想定問答またはこれに相当する文書を含む)のうち私的録音録画補償金制度に関する文書	H22.7.2	H22.8.31	H23.3.4	185	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。
厚生労働省	山形県内の保険医療機関等に対する平成21年度個別指導結果、平成22年度指導計画等に関する文書	22.5.28	22.7.27	22.8.13	17	集中的に開示請求(4月及び5月受理合計112件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	福島県内の保険医療機関に対する平成21年度個別指導結果、平成22年度指導計画等に関する文書【計6件】	22.6.2	22.8.2	22.9.2	31	集中的に開示請求(5月及び6月受理合計122件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	東北6県の保険医療機関等の平成22年5月分施設基準等届出内容に関する文書【計6件】	22.6.28	22.8.27	22.9.2	6	開示資料が多く取りまとめに日数を要したため。(開示資料4,667ページ相当)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
厚生労働省	特定学校法人の臨床実習施設の承認に関する文書等	22.7.9	22.9.7	22.10.1	24	当該時期に業務が繁忙であったため、開示資料の特定に非常に多くの時間を要し、一部不開示の審査において慎重な判断が求められたため。 また、集中的に開示請求(6月及び7月受理合計92件)があったため業務多忙となり、開示文書の特定作業等を計画通りに実施できなかったため。
厚生労働省	特定医療法人の指定取消及び新規指定に関する文書	22.7.22	22.9.21	22.9.28	7	開示資料及び不開示情報が多く、取りまとめに日数を要したため。(開示資料888ページ・不開示情報2,656箇所)

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
財務省	「昭和20年から昭和40年までの事務次官、主計局長、主税局長の口述記録」および「昭和40年以降の銀行局長、証券局長の口述記録」【計6件】	H22.3.23	H22.6.21	H22.7.20	29	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約3,100枚)であり、また、本件事案の他に同様の開示請求(関係行政文書:約4,200枚)があったうえに、参考となるような過去の事例がなかったことから、開示・不開示の審査に時間を要したため。	

○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を過ぎているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1986年10月に開催された、レーガン米大統領とゴルバチョフソ連書記長の会談(レイキャピク会談)に対する、外務省の認識や分析および方針等がわかる記録。	H23.1.24	H23.3.25	6	東日本大震災対応に伴う関連部局事務繁忙のため。	H23.5.10付けで開示決定等。
文化庁	文化庁と経済産業省との間において、平成21年5月8日付けで取り交わされた「著作権法施行令の一部を改正する政令案に関する確認事項」に関して、当該確認事項が合意に至るまでの経緯がわかる書類および当該確認事項に関する文化庁と経済産業省とのやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	H23.4.21付けで開示決定等
文化庁	平成5年の私的録音録画補償制度の特定器機・特定記録媒体としてDAT、MD、DCCを指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する文化庁内および関係省庁等との審議内容、関連文書およびやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	H23.4.28付けで開示決定等
文化庁	平成10年の私的録音録画補償制度の特定器機・特定記録媒体としてCD-R、CD-RWを指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する文化庁および関係省庁等との審議内容、関連文書およびやりとりのすべて	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	
文化庁	平成11年の私的録音録画補償制度の特定器機・特定記録媒体としてDVC、D-VHSを指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する文化庁内および関係省庁等との審議内容、関連文書およびやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	
文化庁	平成12年の私的録音録画補償制度の特定器機・特定記録媒体としてMVDISC、DVD-RW、DVD-RAMを指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する文化庁内および関係省庁との審議内容、関連文書およびやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	
文化庁	平成21年の私的録音録画補償制度の特定器機・特定媒体としてBlu-ray Discを指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する文化庁内および関係省庁等との審議内容、関連文書およびやりとりの全て	H22.6.4	H22.8.3	240	開示対象文書の探索・特定に予想以上の時間を要する請求が同時期に多数重なったことに加え、開示請求に係る文書を保有する課において法改正業務など他の業務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	特定期間の総理発米大統領宛及び米大統領発総理宛の書簡。	H22.11.24	H23.3.24		7 東日本震災対応等で事務繁忙を極めていたため。	H23.6.6付けで開示決定等
外務省	特定期間の総理発米大統領宛及び米大統領発総理宛の書簡。	H22.11.24	H23.3.24		7 東日本震災対応等で事務繁忙を極めていたため。	H23.4.12付けで開示決定等
厚生労働省	MMRワクチンに関する国会対応綴り(1)	H22.7.22	H23.1.18		98 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	MMRワクチンに関する国会対応綴り(2)	H22.7.22	H23.1.18		115 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	MMRワクチンに関する国会対応綴り(3)	H22.7.22	H23.1.18		149 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	MMRワクチン訴訟綴り(1)	H22.7.22	H23.1.18		121 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	MMRワクチン訴訟綴り(2)	H22.7.22	H23.1.18		98 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	審議会(予防接種委員会)資料綴り(1)	H22.7.22	H23.1.18		98 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	
厚生労働省	審議会(予防接種委員会)資料綴り(2)	H22.7.22	H23.1.18		98 開示対象文書の分量が数千枚と多く、開示行政文書の特定及び開示・不開示箇所の特定作業に時間を要したため。	

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・航空自衛隊物品目録管理資料(ASL-ML)基本〇H19. 9. 25 ・航空自衛隊対象索引 参考番号—物品番号参考番号順(AS-001) ・航空自衛隊対象索引 物品番号—参考番号順(AS-00-2) 	H20.7.4	H22.6.30	726	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(約42,000枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に相当の日数を要したため。
防衛省	平成21年度日米共同方面隊指揮所演習(日本)の庶務担当部局(主に計画を担当)が、その業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H22.3.17	H23.3.31	379	開示請求の対象となる行政文書が大量(約2,200枚)であり、開示・不開示の判断及び審査に日数を要したため。

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
総務省	平成21年8月執行最高裁判所裁判官国民審査に係る訴訟において、中央選挙管理会が訴訟に係る職員を指定する際に作成された「中央選挙管理会の決裁伺いの文書」等に関する行政文書開示請求についてなされた不開示決定処分を取り消し	H22.6.28	H22.10.18	112	不服申立て担当課において、受付当時、第22回参議院議員通常選挙の執行に係る事前準備や事後対応等、やむを得ぬ事情により諮問準備に時間を要したため。
法務省	仙台矯正管区に係る職員の氏名等の不開示決定に関する件	H22.3.31	H22.7.12	103	不服申立て担当者が他の業務の処理(矯正施設関係業務に関する事務処理など)と重なったこと及び開示決定等に至るまでの経緯や事案の内容が複雑であったことから、事実確認等の実情の調査に約2か月を要したため。
法務省	被收容者身分帳簿の不開示決定(不存在)に関する件	H22.3.31	H22.6.30	91	不服申立て担当者が他の業務の処理(矯正施設関係業務に関する事務処理など)と重なったこと及び開示決定等に至るまでの経緯や事案の内容が複雑であったことから、事実確認等の実情の調査に約2か月を要したため。
法務省	平成18年7月19日付け事務連絡「難民認定申請をした在留資格未取得外国人で收容令書により收容中のものの退去強制手続等について」の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H22.7.9	H23.3.4	238	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。
法務省	平成21年出勤簿(下半期分。ただし、東京入国管理局就労審査部門に所属する職員に係るものに限る。)及び平成22年出勤簿(上半期分。ただし、東京入国管理局永住審査部門に所属する職員に係るものに限る。)の開示文書に対して不開示処分を不服とするもの	H22.9.12	H23.1.21	131	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。
検察庁	大阪地方検察庁が歳出・歳入した証拠資料の一部不開示決定に関する件	H22.3.8	H22.8.27	158	対象文書が607枚と大量であり、また、不開示箇所が多かった(約5,000箇所)ため。
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書(ほか2件)【計3件】	H17.6.13	H23.3.31	2,117	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て。	H17.5.16	H22.12.8	2,032	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。	H17.7.12	H22.12.8	1,975	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会関連文書。	H18.7.10	H23.3.31	1,725	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「日米防衛協力のための指針」等に関する文書全て。	H19.7.5	H23.3.31	1,365	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成16年度(行情)答申第316号において特定された「文書2」(8件)及び「文書3」。	H19.5.15	H23.2.4	1,361	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	秘密保全に関する規則に関する特定事項にかかる文書全て。	H19.9.19	H22.12.9	1,177	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	在日米軍関連。 【計4件】	H19.12.10	H23.2.7	1,155	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	秘密保全に関する規則に関する特定事項にかかる文書全て。	H19.12.10	H22.12.9	1,095	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	行政協定に基づく合同委員会合意インデックス。	H22.1.14	H22.11.16	306	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	『親合意』等の関連文書に該当するもの全て。	H22.3.11	H22.11.16	250	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	日米行政協定合同委員会提出メモ(刑事裁判権関係他)のうち刑事裁判権に係るもの。	H22.4.16	H22.11.16	214	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	田中均外務省アジア大洋州局長(当時)が、小泉首相(当時)訪朝までに北朝鮮と行った交渉の全記録。	H22.2.2	H22.7.30	178	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「安保条約の概要(新版)」。	H22.5.31	H22.11.2	155	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	日米地位協定の民事裁判権、民事裁判管轄権に関する日米両政府、日米合同委員会、日米合同委員会民事裁判管轄権分科委員会における合意事項、合意について記入した文書のすべて。	H22.1.20	H22.6.8	139	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	イラク自衛隊派遣に関する文書すべて。	H22.12.16	H23.3.24	98	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成15年(行情)諮問第569号における審査対象文書。	H22.6.23	H22.9.24	93	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
財務省	沖縄返還に関する覚書(1969.12.2 柏木財務官・ジュリック米財務長官特別補佐官)の不開示決定に関する件	H21.12.7	H22.4.6	120	本件対象文書の存否等について、調査に時間を要したため。
財務省	1984年に行われた日米円・ドル委員会の議事録や関連文書の不開示決定に関する件	H21.12.22	H22.10.5	287	本件対象文書に係る相手国である米国における関連文書の開示状況の確認に時間を要したため。
厚生労働省	大津労働基準監督署が受理した建設業についての保険関係成立届の一部開示決定に関する件	H20.3.17	H22.5.27	801	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:10件)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	大津労働基準監督署が受理した建設業についての一括有期事業開始届の一部開示決定に関する件	H20.3.17	H22.5.27	801	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:10件)
厚生労働省	平成20年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H21.6.8	H23.3.29	659	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	平成20年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H21.6.8	H23.3.29	659	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	平成20年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H21.6.8	H23.3.29	659	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	平成21年度指導対象保険医療機関数等に係る文書の一部開示決定に関する件	H21.8.5	H23.3.29	601	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定歯科に係る監査の録音テープ等の不開示決定に関する件	H21.7.17	H22.12.6	507	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の不開示決定に関する件	H21.8.4	H22.12.21	504	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開9件・個人情報1件、22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定労働基準監督署の特定年度の監督復命書のうち、措置の欄で、甲が選択されているもの一部開示決定に関する件	H21.6.29	H22.11.5	494	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定労働基準監督署の特定年度の監督復命書のうち、措置の欄で、甲が選択されているもの一部開示決定に関する件	H21.6.29	H22.11.5	494	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定労働基準監督署の特定年度の監督復命書のうち、措置の欄で、甲が選択されているもの一部開示決定に関する件	H21.6.29	H22.11.5	494	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間に特定労働基準監督署が特定会社に交付した是正勧告書(写)等の一部開示決定に関する件	H21.6.29	H22.11.4	493	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間に特定労働基準監督署が特定会社に交付した是正勧告書(写)等の一部開示決定に関する件	H21.7.2	H22.11.4	490	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定期間に特定労働基準監督署が特定会社に交付した是正勧告書(写)等の一部開示決定に関する件	H21.7.2	H22.11.4	490	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間の特定区内の適用事業所一覧の開示決定に関する件	H21.9.16	H22.12.22	462	担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、社会保険庁からの引継ぎ事案の対応に時間を要したため。(21年度:情報公開10件・個人情報8件)
厚生労働省	高松労働基準監督署管内で特定日に発生した労働災害の調査等に係る文書の一部開示決定に関する件	H21.7.8	H22.9.30	449	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	特定法人が発注した工事に係る労働安全衛生法に基づく届出書類の一部開示決定に関する件	H21.8.7	H22.10.22	441	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	中国地方社会保険医療協議会総会議事録等の一部開示決定に関する件	H21.10.27	H23.1.11	441	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定保険医療機関による不正請求に関する文書の不開示決定に関する件	H22.1.22	H23.3.25	427	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院の不正請求に係る返還同意書等の一部開示決定に関する件	H22.1.28	H23.3.29	425	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院の不正請求に係る返還同意書の一部開示決定に関する件	H22.1.29	H23.3.29	424	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定法人が補助金交付を受け特定会社に請け負わせた工事に係る労働安全衛生法に基づく届出書類の一部開示決定に関する件	H21.8.7	H22.9.30	419	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	特定法人が発注した工事に係る労働基準法に基づく届出書類の一部開示決定に関する件	H21.8.28	H22.10.14	412	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	厚生労働大臣説明用資料の開示決定に関する件	H22.2.4	H23.3.16	405	担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、社会保険庁からの引継ぎ事案の対応に時間を要したため。(21年度:情報公開10件、個人情報8件)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	特定保険医療機関が不正請求を行ったとの公益通報の後に実施された調査に係る文書等の不開示決定に関する件	H22.2.15	H23.3.25	403	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	労災保険の決定通知を事業主に通知することの法的根拠となっている文書等の開示決定に関する件	H21.4.13	H22.5.11	393	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定法人が補助金交付を受け特定会社に請け負わせた工事に係る労働基準法に基づく届出書類の一部開示決定に関する件	H21.8.28	H22.9.21	389	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	健康診断の取扱いについての不開示決定に関する件	H21.12.22	H23.1.13	387	担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、社会保険庁からの引継ぎ事案の対応に時間を要したため。(21年度:情報公開10件、個人情報8件)
厚生労働省	特定事故について独立行政法人労働安全衛生総合研究所が調査・作成した文書の一部開示決定に関する件	H21.9.24	H22.10.14	385	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	特定年の特定施設の石綿除去作業に係る特定労働基準監督署へ届出された書類の一部開示決定に関する件	H21.11.25	H22.12.2	372	対象文書を所管する担当課において、主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名が、複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定年の特定施設の石綿除去作業に係る特定労働基準監督署へ届出された書類の一部開示決定に関する件	H21.11.25	H22.12.2	372	対象文書を所管する担当課において、主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名が、複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定期間に特定業種事業場に対し特定労働基準監督署が実施した監督復命書等の一部開示決定に関する件	H21.11.13	H22.11.15	367	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	大阪中央労働基準監督署が実施した監督指導の結果を示す監督復命書等の一部開示決定に関する件	H21.10.26	H22.10.14	353	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	大阪中央労働基準監督署が実施した監督指導の結果を示す監督復命書等の一部開示決定に関する件	H21.10.26	H22.10.14	353	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院が熊野労働基準監督署に提出した時間外労働休日労働に関する協定届の不開示決定に関する件	H21.10.30	H22.9.21	326	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	石綿除去作業に関し津労働基準監督署が行った申告処理及び指導に係る文書の不開示決定に関する件	H21.11.10	H22.9.21	315	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	平成22年度岡山労働局清掃業務委託契約に係る入札開札調書の一部開示決定に関する件	H22.6.9	H23.3.22	286	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申立てについて、平行作業とせざるを得なかつたため(21年度:情報公開18件・個人情報1件、22年度:情報公開21件・個人情報3件)
厚生労働省	平成22年度岡山公共職業安定所の車両誘導等の警備業務に係る入札開札調書の一部開示決定に関する件	H22.6.9	H23.3.22	286	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申立てについて、平行作業とせざるを得なかつたため(21年度:情報公開18件・個人情報1件、22年度:情報公開21件・個人情報:3件)
厚生労働省	特定事業所における偽装請負について特定会社に対し是正指導したことに係る文書の不開示決定に関する件	H21.10.6	H22.6.30	267	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開9件・個人情報1件、22年度情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定事業所における偽装請負について特定会社に対し是正指導したことに係る文書の不開示決定に関する件	H21.10.6	H22.6.30	267	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開9件・個人情報1件、22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	三田労働基準監督署長に提出された事故報告書の一部開示決定に関する件	H22.2.12	H22.11.2	263	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(21年度:情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	中央労働基準監督署の労災補償業務における決裁を必要とする業務ごとの担当者及び決裁の順序を明記した文書の不開示決定に関する件	H22.3.1	H22.11.12	256	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	行政事件訴訟記録簿(平成15年度)の一部開示決定に関する件	H21.7.29	H22.4.6	251	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定日に発生した労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件	H22.3.25	H22.10.22	211	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、不服申立てが集中してなされたため。(情報公開6件・個人情報3件)
厚生労働省	津山公共職業安定所が保有する特定会社に係る雇用保険被保険者資格取得届等の不開示決定に関する件	H21.11.30	H22.6.28	210	対象文書を所管する担当課において、主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名が、複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定会社に係る就業規則等の一部開示決定に関する件	H22.8.10	H23.3.2	204	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	大阪中央労働基準監督署が交付した是正勧告書の一部開示決定に関する件	H22.8.12	H23.3.2	202	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	平成21年度に病院から江戸川労働基準監督署に提出された時間外労働休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件	H22.8.16	H23.3.2	198	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	平成21年度に病院から上野労働基準監督署に提出された時間外労働休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件	H22.8.16	H23.3.2	198	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院が北見労働基準監督署長に届出した労働基準法36条1項に基づく協定書の一部開示決定に関する件	H22.3.8	H22.9.21	197	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院が北見労働基準監督署長に届出した断続的な宿直又は日直勤務許可申請書等の不開示決定に関する件	H22.3.9	H22.9.21	196	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	中津労働基準監督署が特定会社を調査した監督復命書の不開示決定に関する件	H22.3.12	H22.9.21	193	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社に係る就業規則等の一部開示決定に関する件	H22.8.23	H23.3.2	191	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	B型肝炎訴訟の和解協議入りに向けて作成した国の費用負担に係る検討資料等の不開示決定に関する件	H22.8.23	H23.2.25	186	申し立て日から諮問日までの間、国と原告との間で和解協議を進めていたことから、その中で刻々と状況が変化しており、当該文書の開示の適否の判断がつきにくかったため。
厚生労働省	特定会社に対する是正指導書等の不開示決定に関する件	H22.7.30	H23.1.25	179	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社に対する是正指導書等の不開示決定に関する件	H22.7.30	H23.1.25	179	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	岸和田労働基準監督署管内におけるじん肺管理区分4他要療養者の発生状況に関する資料の不開示決定に関する件	H22.4.9	H22.9.27	171	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開10件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	岸和田労働基準監督署管内における年度別のじん肺管理区分決定状況等が分かる文書の不開示決定に関する件	H22.4.9	H22.9.27	171	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開10件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	奈良労働基準監督署長の決定による特定個人にかかる労災認定関係書類の開示決定に関する件	H22.8.18	H23.1.20	155	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	障害状態確認届の診断書を期日までに提出せず障害基礎年金の支払が一時差止めとなった件数等に係る文書の不開示決定に関する件	H22.9.8	H23.2.9	154	担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、社会保険庁からの引継ぎ事案の対応に時間を要したため。(情報公開10件、個人情報8件)
厚生労働省	中央労働基準監督署における平成18年度の労災保険関係で社会保険事務所からの調査依頼に対する回答つづり不開示決定に関する件	H22.6.14	H22.11.12	151	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	特定医薬品に係る医薬品製造許可申請書等の一部開示決定に関する件	H22.4.12	H22.9.9	150	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	労災保険給付事務必携(昭和47年10月版)がいつまで活用されていたか(いつ廃止されたか)が分かる文書の不開示決定に関する件	H22.6.18	H22.11.12	147	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
厚生労働省	千葉労働局ホームページ更新に係る平成21年度予算内容の分かる文書の不開示決定に関する件	H22.3.3	H22.7.21	140	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申立てについて、平行作業とせざるを得なかったため(21年度:情報公開18件・個人情報1件、22年度:情報公開21件・個人情報3件)
厚生労働省	愛知労働局長が特定事業場に交付した是正指導書の不開示決定に関する件	H22.5.12	H22.9.22	133	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開3件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であったため。
厚生労働省	電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件	H22.5.17	H22.9.22	128	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:10件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	中央労働基準監督署における郵便物発送簿の開示決定に関する件	H22.6.14	H22.10.13	121	対象文書を所管する担当課の担当者が複数の業務を兼務し、所管業務が著しく多忙であり、不服申立てについて、平行作業とせざるを得なかったため(21年度:情報公開18件・個人情報1件、22年度:情報公開21件・個人情報3件)
厚生労働省	特定医療機器に係る医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書等の一部開示決定に関する件	H22.9.3	H22.12.22	110	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	厚生労働省において特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	H22.9.7	H22.12.21	105	担当課の担当者が複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。また、社会保険庁からの引継ぎ事案の対応に時間を要したため。(情報公開10件、個人情報8件)
厚生労働省	神奈川労働局に提出された熱中症に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件	H22.9.21	H22.12.22	92	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:10件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	平成22年度労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る企画書等の一部開示決定に関する件	H22.7.1	H22.9.30	91	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度:情報公開5件・個人情報41件、22年度:情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。
国土交通省	建設業法違反疑義に関する調査結果に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.3.11	H23.1.19	314	不服申立て担当課(原課)において、原処分について、7カ月の精査(事実関係の確認、対応方法の検討)及び処分庁との調整に3カ月を要したため。
国土交通省	特定ダムに係る特定時自体と取り交わした文書の開示決定に関する件	H22.1.27	H22.8.20	205	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人との内容確認に2ヶ月を要したこと及び関係部署との意見調整に5ヶ月を要したため。
国土交通省	特定ダムの本体工事の発注方法及び入札手続き等を議論、検討した文書の開示決定に関する件	H22.2.26	H22.12.8	285	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に諮問する直前まで時間を要したため。
国土交通省	特定管理船の建設機械月間運転実態表等の一部開示決定に関する件	H22.7.14	H23.3.15	244	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人との内容確認に4ヶ月を要したこと及び関係部署との意見調整に4ヶ月を要したため。
国土交通省	道路占有許可申請書等の一部開示決定に関する件	H22.10.5	H23.3.31	177	処分庁において、追加開示の可否審査及び追加開示(審査請求受け付け後約2ヶ月)を行ったことを受け、不服申立て担当課(原課)において、行政不服審査法に基づく審尋を行い、その審尋の回答を受け、関係部局との調整(約2ヶ月)を行ったため。
国土交通省	指定確認検査機関指定申請書等の一部開示決定に関する件	H18.11.25	H23.3.31	1,587	不服申立て担当課(原課)において、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しを現在まで逐次行っており、その対応等により著しく繁忙であったため。
国土交通省	指定確認検査機関指定申請書等の一部開示決定に関する件	H19.6.19	H23.3.31	1,381	不服申立て担当課(原課)において、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しを現在まで逐次行っており、その対応等により著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定一級建築士の行政処分に関する文書及び特定個人が処分庁に提出した文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H21.10.10	H22.12.27	443	不服申立て担当課(原課)において、一級建築士の懲戒処分に係る所管の業務が著しく多忙で諮問準備に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
国土交通省	鉄道局特定課の行政文書ファイル管理簿に記載されている行政文書ファイル(車両確認等)の廃棄に係る情報を記載している文書の不開示決定に関する件	H22.3.18	H23.2.2	321	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。また、湘南モノレール物損事故に係る研究会運営など所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	車両担当者会議資料(平成17年度)の不開示決定に関する件	H22.6.7	H23.2.10	248	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。また、超電導磁気浮上式鉄道の技術基準の素案を作成するなど所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	車両担当者会議資料(平成18年度)の不開示決定に関する件	H22.6.7	H23.2.10	248	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。また、超電導磁気浮上式鉄道の技術基準の素案を作成するなど所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	車両関係技術基準調査・研究資料(平成17年度)の不開示決定に関する件	H22.6.22	H23.2.2	225	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要したため。また、超電導磁気浮上式鉄道の技術基準の素案を作成するなど所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄道運転事故届出書(平成7年度)等の一部不開示決定に関する件	H22.4.26	H23.3.24	332	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄道運転事故等報告書(平成17年度)等の一部不開示決定に関する件	H22.4.26	H23.3.24	332	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄道運転事故等報告書等の不開示決定に関する件	H21.9.19	H23.1.13	481	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄道運転事故等の速報の不開示決定に関する件	H21.9.19	H23.1.13	481	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であったため。
国土交通省	旅客自動車運送事業者に対する呼出監査の根拠条文を検討した文書等の不開示決定に関する件	H22.8.23	H22.11.22	91	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に3カ月を要したため。
国土交通省	特定の自動車交通共済組合が東北運輸局長の承認を受けた最新の損害査定基準の不開示決定に関する件	H22.5.17	H22.12.17	214	不服申立て担当課(原課)において、2ヶ月対象文書に係る情報収集し、行政不服審査法に基づく審尋をし、その回答を受け、5ヶ月対応方法を慎重に検討していたため。
運輸安全委員会	鉄道事業法13条に基づく車両の確認に係る文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H21.12.22	H22.12.10	353	不服申立ての内容で確認したいことがあり、不服申立人に確認しようとしたものの、同人が電話を所有していないことから確認が困難であったこと、またこの検討に時間を要したこと、更に他の業務が著しく繁忙だったことから、作業に十分な時間を取ることができなかったため。
運輸安全委員会	車両のブレーキシステムに係る文書等の一部不開示決定に関する件	H21.12.22	H22.12.10	353	不服申立ての内容で確認したいことがあり、不服申立人に確認しようとしたものの、同人が電話を所有していないことから確認が困難であったこと、またこの検討に時間を要したこと、更に他の業務が著しく繁忙だったことから、作業に十分な時間を取ることができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
防衛省	賞じゆつ金に関する訓令の開示決定に関する件(文書の特定)	H22.3.25	H22.6.24	91	情報公開担当(窓口)課に受付時点で50件の不服申立て及び開示請求276件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約29件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	記者クラブ勉強会資料等の不開示決定(不存在)に関する件	H22.5.6	H22.8.5	91	情報公開担当(窓口)課に受付時点で67件の不服申立て及び開示請求224件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約26件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	「海上自衛隊作戦準備準則」の不開示決定に関する件	H22.5.7	H22.8.6	91	情報公開担当(窓口)課に受付時点で73件の不服申立て及び開示請求231件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約27件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	「平成20年度研究開発長期見積りについて」の一部開示決定に関する件	H22.10.13	H23.1.12	91	情報公開担当(窓口)課に受付時点で65件の不服申立て及び開示請求212件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約25件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	平成21年度報償費執行計画(航空自衛隊分)の一部開示決定に関する件	H22.3.4	H22.6.3	92	情報公開担当(窓口)課に受付時点で54件の不服申立て及び開示請求234件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約26件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	「部隊行動基準の適用のための手続等について」に関する件	H22.3.24	H22.6.24	92	情報公開担当(窓口)課に受付時点で50件の不服申立て及び開示請求274件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約29件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	領空侵犯に対する措置に関する訓令12条の解釈に係る文書(防防運第4342号(1. 8. 8))の一部開示決定に関する件	H22.3.24	H22.6.24	92	情報公開担当(窓口)課に受付時点で50件の不服申立て及び開示請求274件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約29件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	平成21年度情報関係報償費執行計画(統幕分)の一部開示決定に関する件	H22.3.1	H22.6.3	94	情報公開担当(窓口)課に受付時点で54件の不服申立て及び開示請求214件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約24件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	平成21年度執行計画(情報収集等活動費)(陸上自衛隊分)の一部開示決定に関する件	H22.3.1	H22.6.3	94	情報公開担当(窓口)課に受付時点で54件の不服申立て及び開示請求214件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約24件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	平成21年度情報収集等活動費執行計画等(海上自衛隊分)の一部開示決定に関する件	H22.3.1	H22.6.3	94	情報公開担当(窓口)課に受付時点で54件の不服申立て及び開示請求214件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約24件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	平成21年度報償費執行計画等(内部部局分)の一部開示決定に関する件	H22.3.1	H22.6.3	94	情報公開担当(窓口)課に受付時点で54件の不服申立て及び開示請求214件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約24件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	「人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る自衛隊員等の安全確保のための措置、武器の使用等に関する訓令」等の一部開示決定に関する件	H22.2.10	H22.5.20	99	情報公開担当(窓口)課に受付時点で52件の不服申立て及び開示請求202件を処理中(情報公開担当窓口課一人当たり約23件)であり、事務処理が遅延したため。
防衛省	「施設科記事」の不開示決定(不存在)に関する件	H22.10.27	H23.3.31	155	関係者への確認等、再度調査に5か月を要したため。
防衛省	陸上自衛隊幹部学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H22.10.13	H23.3.31	169	関係者への確認等、再度調査に5か月を要したため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	入札調書の一部開示決定に関する件	H22.12.16	101	文書を保有する局部課が複数であったため、情報公開窓口担当(2名)において事務処理を行っていたところ、目前に迫った公文書管理法の施行に向け、省内例規の制定作業やそれに係る最終調整等に専従せざるを得なかったほか、原処分の妥当性についても再度検討を行い、認容決定に向けた省内調整にも時間を要したため。	H23.4.5決定(認容)
法務省	特定債権回収会社に係るすべての文書の部分開示決定に関する件	H22.5.28	307	同一の申立人による不服申立て事案について、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に複数諮問しているが、情報公開業務を専任で行っている職員はおらず、他の業務も担当する職員が1名で担当しているため、同職員が諮問済みの事案を中心に対応している。また、本事案は、先行事案と同種の不服申立てであり、対象文書も7,000枚を超えていることから、各文書の調査・検討に時間を要している。	
法務省	処分説明書の一部開示決定処分に関する件	H22.11.30	121	不服申立て担当者1名で事務処理を行っていると、同担当者の他の業務(個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与簿監査等)が著しく繁忙であったため。	
法務省	職員処分にかかる文書一式の一部開示決定処分に関する件	H20.2.18	1,137	不服申立て担当者1名で事務処理を行っていると、同担当者の他の業務(個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与簿監査等)が著しく繁忙であり、また、処分庁に対し追加開示を指示したものであるところ、処分庁において審査請求人の要求文書の特定作業に時間を要している上、開示可否を精査すべき文書が大量であり、検討に時間を要しているため。	
法務省	障害者任免状況通報書(平成19年度)の一部開示決定処分に関する件	H20.2.18	1,137	不服申立て担当者1名で事務処理を行っていると、同担当者の他の業務(個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与簿監査等)が著しく繁忙であり、また、処分庁に対し追加開示を指示したものであるところ、処分庁において審査請求人の要求文書の特定作業に時間を要している上、開示可否を精査すべき文書が大量であり、検討に時間を要しているため。	
法務省	セカンダリ審査の実施に関する事務連絡及び引渡基準等の開示文書に対して不開示処分を不服とするもの	H22.7.9	265	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。	
法務省	平成22年に西日本入国管理センターから発出された開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.9.13	199	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。	
法務省	入国者収容所等視察委員会の概要に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.12.1	120	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	入国者収容所等視察委員解の委員の任命に係る開示文書に関して不開示処分を不服とするもの	H22.12.4	117	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)。【計8件】	H16.2.10	2,606	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の沖縄米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ)。	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題。	H16.6.21	2,474	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	2,378	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。(ほか1件)【計2件】	H17.2.28	2,222	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)。	H17.2.28	2,222	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係。	H17.2.28	2,222	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。(ほか1件)【計2件】	H17.4.30	2,161	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。	H17.5.16	2,145	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版。	H17.5.27	2,134	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	秘密文書外部回付(配布)許可願において許可の対象となった文書の全て。	H17.7.12	2,088	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)。	H18.5.29	1,767	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館にかかる会計文書。【計2件】	H18.8.17	1,687	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた謀報工作対応強化策の全て。	H18.9.25	1,648	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版。	H18.9.19	1,654	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の国会議員に関する特定公館での会計関連文書。 【計2件】	H18.9.28	1,645	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米繊維協議 1970年11月1日	H19.3.28	1,464	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省が特定期間に消費した、ワインの本数、金額、銘柄、消費理由に関する資料。	H20.1.31	1,155	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書。 【計11件】	H21.5.29	671	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省と米大使館との間の、砂川事件の裁判に関する協議にかかる文書すべて。	H21.7.8	631	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年4月分から8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.1.18	437	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年9月分及び10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.3.19	377	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年11月分及び12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.5.27	308	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.6.18	286	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	開示請求番号:2006-00884の開示実施手数料の過納分(¥10円)の処理に関わる文書の全て。	H22.6.23	281	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成22年の予算委員会要求資料(衆院及び参院。全ての会派に対するもの)。	H22.7.2	272	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	開示請求番号:2006-00884の開示実施手数料の過納分(¥10円)の処理に関わる文書の全て。	H22.7.2	272	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	AOC平成15年12月8日付文書「契約調達に係る調停結果の送付について」に記載されている承認の文書の開示を請求致します。	H22.7.12	262	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	いわゆる「密約」問題に関する調査で公開された特定文書が収録されているファイル名を開示されたい。 【計6件】	H22.7.28	246	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	開示実施手数料の過納分の処理を定めた規則の全て。	H22.8.13	230	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.8.30	213	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成22年06月28日付情報公開第01016号にかかる決裁関連文書の全て。	H22.9.8	204	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成22年06月28日付情報公開第01017号にかかる決裁関連文書の全て。	H22.9.8	204	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	別紙「異議申立書」の取扱いに関する関連文書の全て。	H22.9.8	204	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.9.27	185	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて 【計2件】	H22.10.8	174	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	憲法9条、戦争放棄、第3次大戦等の廃案(廃止)竹島(韓国)尖閣諸島(中国)北方領土(ロシア)境介領土を返還時に核(細菌)兵器、従軍慰安婦の拉致、人質、交換等裏工作一切廃止(無精戦争)	H22.10.28	154	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年2月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて【計2件】	H22.10.29	153	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて【計2件】	H22.11.4	147	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて【計2件】	H22.11.4	147	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「現時点で対象となる文書」(外交記録公開推進委員会第1回会合の開催)の件名一覧。	H22.11.12	139	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外交記録公開推進委員会第2回会合において検討対象となった外交記録文書の件名一覧。	H22.11.12	139	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1. 支出計算書のすべて 2. 支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分及び添付資料)のすべて【計2件】	H22.12.17	104	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日中首脳会談において菅総理が「尖閣列島は我が国固有の領土であって、この地域に領土問題は存在しないという基本的立場を明確に伝えた」ことを示す会談記録	H22.12.27	94	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
厚生労働省	特定会社から厚生労働省への提出文書の不開示決定に関する件	H20.4.2	1,093	不服申立人との調整に2年の時間を要したため。	H23.5.26決定
厚生労働省	保険指導医の名簿の一部開示決定に関する件	H22.1.6	449	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。	H23.4.19審査会へ諮問
厚生労働省	特定会社が東京労働局長に報告した情報流出事項に関する報告書等の一部開示決定に関する件	H22.3.12	384	不服申立人は、同一の開示対象文書について他省庁に対しても異議申立てを行っており、他省庁との調整に時間を要したため。	
厚生労働省	特定歯科に係る保険医療機関廃止届等の一部開示決定に関する件	H22.3.30	366	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定会社に対する行政指導関係文書の一部開示決定に関する件	H22.4.5	360	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	H23.4.26審査会へ諮問
厚生労働省	岸和田労働基準監督署管内における特定労働者の年度別死者数に係る文書の不開示決定に関する件	H22.4.9	356	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	H23.4.1審査会へ諮問
厚生労働省	群馬労働局が特定期間に行った偽装請負に係る指導勧告書等の不開示決定に関する件	H22.4.30	335	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定者が特定区域で働いていた件の調査結果に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.5.17	318	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件	H22.5.17	318	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	大阪労働局が特定月に行った労働者派遣事業関係指導監督記録の一部開示決定に関する件	H22.5.19	316	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	大阪労働局が特定日に行った労働者派遣事業関係指導監督記録等の一部開示決定に関する件	H22.5.19	316	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(22年度:情報公開8件・個人情報2件)。このほかに地方労働局への開示請求に係る協議も担当しており、加えて所管業務についても著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定労働基準監督署が行った調査の調査結果に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.5.31	304	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	H23.4.1審査会へ諮問
厚生労働省	警備等委託契約に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.6.18	286	対象文書を所管する担当課において、主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名が、複数の業務を兼務しており、所管業務が著しく多忙であったため。	
厚生労働省	平成21年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件	H22.6.23	281	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。	
厚生労働省	指導監査実施状況報告書の一部開示決定に関する件	H22.7.15	259	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	ダイオキシンに関する届出書類等の一部開示決定に関する件	H22.9.8	204	対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で事案を慎重に検討していたことから、処理に時間を要したため。加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	H23.5.20審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	医薬品・感染症症例報告書等の一部開示決定に関する件	H22.9.28	184	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
厚生労働省	特定訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.10.28	154	対象文書を所管する担当課において、不服申立てに係る事案の処理が集中している上に(21年度情報公開5件・個人情報41件、22年度情報公開8件・個人情報29件)、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。	
厚生労働省	社会保険労務士試験委員の氏名等に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.12.6	115	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H23.5.30審査会へ諮問
厚生労働省	特定期間の特定医薬停止処分者に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.12.16	105	開示決定等文書の量が大量(約9,000枚)であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	「平成21年度一般用医薬品販売制度定着状況調査」調査結果報告書等の一部開示決定に関する件	H22.12.27	94	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.5.26審査会へ諮問
国土交通省	関東運輸局総務部及び鉄道部門に関する行政文書ファイル管理簿に記載されていない行政文書の書誌的情報の一切の開示決定に関する件	H22.4.26	339	不服申立て担当課(原課)において、新たに施行(平成23年4月)される「公文書等の管理に関する法律」に伴う文書管理規則策定、改正作業等を行っており著しく繁忙であるため。	
国土交通省	行政文書ファイル管理簿(鉄道局の分、平成20年度に作成・取得分)の開示決定に関する件	H22.9.9	203	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が7件集中し、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定地番の公衆用道路に係る文書の不開示決定に関する件	H21.9.25	552	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であるため。	
国土交通省	公共用財産で財産部局長が淀川事務所長であることを担保する文書の不開示決定に関する件	H22.6.28	276	不服申立て担当課(原課)において、関係機関との調整及び対応方法の検討等に9カ月を要しているため。	H23.4.14審査会へ諮問
国土交通省	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.25	1,526	不服申立て担当課(原課)において、第三者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第三者機関及び担当整備局と慎重に協議を重ねた結果、対応に時間を要しているため。また、直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.29	1,522	不服申立て担当課(原課)において、第三者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第三者機関及び担当整備局と慎重に協議を重ねた結果、対応に時間を要しているため。また、直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定工事設計書のうち、1次単価表参考資料の不開示決定に関する件	H21.6.9	660	不服申立て担当課(原課)において、関係部署との意見調整に時間を要していること及び直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所管業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H22.8.27	216	不服申立て担当課(原課)において、開示可否について慎重な検討が必要であること及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。また、直轄土木請負工事の予定価格の積算に使用している積算基準の改訂作業や新たな積算方式の検討等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	①特定地番特定国道沿いの特定にの土砂崩れの記録及び②当該土砂崩れに係る行政相談に関する文書の一部不開示に関する件【計2件】	H22.5.25	310	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	H23.4.14審査会へ諮問
国土交通省	クレーン事故報告書に係る文書の一部不開示決定に関する件	H21.9.15	562	不服申立て担当課(原課)において、 ・慎重な検討が必要であること、また、同種の開示請求との整合性を検証する必要があるため。 ・事故対応業務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	建設業法に基づく報告聴取文書及び同文書により関係建設会社から報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H20.11.2	879	不服申立て担当課(原課)において、処分庁において検討されている追加開示決定分を含めると、開示可否を精査すべき文書が201ページあり、関係機関との調整に時間を要していること及び平成23年3月に行われた建設業法施行規則等の改正に向けての検討及び建設産業戦略会議の対応等の所掌事務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.11	1,420	原処分後、処分庁において追加開示を行うまでに時間を要していること、また、不服申立て担当課(原課)において関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定国立公園の用地買収に係る一部不開示決定に関する件	H21.10.29	518	原処分後、処分庁において追加開示を行うまでに時間を要し、その後、不服申立て担当課(原課)において不服申立て人に対して審尋を行い、その内容確認等に時間を要しているため。	
国土交通省	特定トンネルに関する交渉記録、関係書類、担当者の引き継ぎ書の一部開示に関する件	H22.2.16	408	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定川施設廃止に関する文書の一部開示決定に関する件	H22.3.2	394	開示可否を精査すべき情報が膨大であり、(補償額算定関係資料約2,000枚)であり、不服申立て担当課(原課)において対応の検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定道路危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.10	1,360	関係資料すべてについて、東京地検に押収されており、該当する資料が不在のため。	
国土交通省	特定トンネルに関するすべての情報に係る文書の一部開示決定に関する件	H20.5.11	1,054	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	①特定道路交通分析検討業務報告書及び業務計画書の一部不開示に関する件 ②便益計算に用いられた周辺道路及び車種別台数に関する文書の不存在に関する件【2件】	H22.3.18	378	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討が必要であること。また、平成23年度予算要求、平成22年度補正予算など所管業務が著しく繁忙であるため。	H23.5.31審査会へ諮問
国土交通省	道路法線の変更要望に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.2.12	412	不服申立て担当課(原課)において、原処分についての精査及び事実関係の確認に諮問する直前まで時間を要しているため。なお、平成23年4月に諮問を行っている。	H23.4.11審査会へ諮問
国土交通省	交通量調査結果等の一部開示決定に関する件	H22.10.27	155	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、平成23年度予算要求、平成22年度補正予算など所管業務が著しく繁忙であるため。	H23.5.20審査会へ諮問
国土交通省	用地境界フェンスに係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H22.11.22	129	不服申立て担当課(原課)において、資料等情報収集及び対応方法の検討に諮問する直前まで時間を要しているため。なお、平成23年4月諮問を行っている。	H23.4.14審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定道路建設に係るマニフェストが開示されない件	H22.7.27	247	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人と打合せを行うための時間調整及び審尋等の内容確認に時間を要しているため。	H23.4.28審査会へ諮問
国土交通省	特定道路建設に係るマニフェストが開示されない件(不存在)	H22.7.27	247	不服申立て担当課(原課)において、不服申立人と打合せを行うための時間調整及び審尋等の内容確認に時間を要しているため。	H23.4.28審査会へ諮問
国土交通省	指定法人業務の状況に関する報告(研修会受講者数・苦情相談数)文書の一部開示決定に関する件	H19.1.22	1,529	不服申立て担当課(原課)において、平成18年建築士法改正及び改正に伴う管理建築士講習等に関する業務が著しく繁忙であることから、検討に時間を要しているため。	H23.4.28却下
国土交通省	建築士事務所立入指導調査の一部不開示決定に関する件	H22.9.22	190	不服申立て担当課(原課)において、改正建築士法において追加された管理建築士講習及び定期講習が平成23年に経過措置期限をむかえるため、管理建築士講習等に関する業務が著しく繁忙であることから、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事件番号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関であるから受けた文書の不開示決定に関する件	H19.4.28	1,433	不服申立て担当課(原課)において、担当部署が建築基準法令等の改正及び円滑施行に係る各種対応と重なっていることなどにより、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書の一部不開示決定に関する件	H20.11.6	875	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.9	568	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.9	568	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.9	568	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.10	567	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.9.10	567	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.10.9	538	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書に関する件	H21.11.9	507	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第1号に関する文書の不開示決定に関する件	H22.3.12	384	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	大臣性能認定工業化住宅認定図書記載の土塗壁同等第2号に関する文書の不開示決定に関する件	H22.3.12	384	不服申立て担当課(原課)において、不服申立ての事案が10件集中しているため。また、不服申立人との内容確認に時間を要していること及び防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果等の公表及びその後の対応などを随時行っており所掌業務が極めて繁忙であるため。	
国土交通省	特定物件に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	1,579	不服申立て担当課(原課)において、担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定建築物に係る調査報告書等の一部開示決定に関する件	H20.12.25	826	不服申立て担当課(原課)において、処分庁に対する追加開示の指示において、審査請求人の要求文書の特定作業に時間を要しているため。また開示可否を精査すべき文書が276ページであり、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	平成16年度及び19年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成14年度及び16年度～20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成14年度～16年度、19年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成15年度、19年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成15年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	平成18年度及び20年度復命書(特定課)の開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、公益法人の見直しに係る各種対応や国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成20年与党PT提出特定鉄道貸付料試算資料の一部開示決定に関する件	H22.11.15	136	不服申立て担当課(原課)において、担当部署が国鉄債務等処理法等の一部改正に係る各種作業(法案作成、国会審議対応、政省令準備等)により、所管業務が著しく繁忙であるため、また、開示可否を精査すべき文書が568ページあり、検討に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事業者の線路使用料に関する協定書等の一部開示決定に関する件	H21.11.9	507	不服申立て担当課(原課)において、利害関係者との意見調整に時間を要しているため。また、福知山線列車事故調査に係る情報漏えいへの対応、北総線に係る線路使用料及び運賃に関する訴訟対応など所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道にかかわる鉄道線路使用条件設定認可書等の一部開示決定に関する件	H22.7.27	247	不服申立て担当課(原課)において、他の不服申立事案もあり、また、福知山線列車事故調査に係る情報漏えいへの対応、北総線に係る線路使用料及び運賃に関する訴訟対応など所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道が提出した車両構造装置確認申請書の開示決定に関する件	H21.3.31	730	不服申立て担当課(原課)において、原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署との調整に時間を要しているため。また、湘南モノレール物損事故に係る研究会運営など所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	保安連絡会議資料(平成17年度)の一部開示決定に関する件	H22.7.20	254	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	事故速報(平成18年度)の一部開示決定に関する件	H22.7.20	254	不服申立て担当課(原課)において、不服申立て事案が15件集中し、また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局が平成7年度に発出した通達に係る文書の不開示決定に関する件	H21.8.12	596	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局が平成11年度に発出した通達(起案文書を含む)に係る文書の一部開示決定に関する件	H21.8.31	577	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	鉄道部特定課の行政文書ファイル「起案簿(平成11年)の不開示決定(不存在)に関する件	H22.2.16	408	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	鉄道部に係る保安監査会議の議事録等の一部開示決定に関する件	H22.2.16	408	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定鉄道事業者に対する特別監査等に係る文書の一部開示決定に関する件	H22.2.16	408	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成19年度保安監査会議資料(第78回～第86回の配付資料。会議一覧・綴り表紙を含む。)の開示決定に関する件	H22.4.8	357	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成20年度保安監査会議資料(第87回～第97回の議事録・配布資料。会議一覧・綴り表紙を含む。)の開示決定に関する件	H22.4.8	357	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道会社に係る平成18年度分の保安監査関連文書の不開示決定に関する件	H22.6.28	276	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成17年度以前に開催された保安監査会議の議事録等の不開示決定に関する件	H22.6.28	276	不服申立て担当課(原課)において、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。また、鉄道事故が多発しており、その対応が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	平成21年9月30日に中国運輸局が公示したタクシー自動認可運賃の算出根拠の開示を求める件	H22.4.12	353	不服申立て担当課(原課)において、原処分を精査し、行政不服審査法に基づく審尋の実施及び追加開示を行う等の対応に時間を要しているため。また、当該課が直接対応する訴訟が提起された他、各地方運輸局対応の訴訟にかかる訟務事務等の所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	指定整備事業者の監査結果等の不開示決定に関する件	H21.9.18	559	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	事業者が支局に提出した指定整備記録簿と精算書の行政文書(照合結果報告)の不開示決定に関する件	H21.11.18	498	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	指定自動車整備事業者監査結果報告書に関連する中部運輸局三重運輸支局記作成書面の不開示決定に関する件	H21.12.21	465	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	指定自動車整備事業者が作成した報告書において、特定の支店における受理簿未記載精算(架空整備・架空請求)に関わる行政文書としての処分を行った行政文書の不開示決定に関する件	H22.3.30	366	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	特定事業者の監督等を行う運輸支局が当該事業者の主張を認めた根拠となる証拠物件等の不開示決定に関する件	H22.6.3	301	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定会社が行った特定営業所以外の全ての営業所に関する調査の報告書等の不開示決定に関する件	H22.7.14	260	不服申立て担当課(原課)において、不服事案が8件あり、また、当該事案が文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要しているため。	
国土交通省	復元性計算書等の不開示決定に関する件	H22.8.16	227	不服申立て担当課(原課)において、審査すべき文書が476ページあり、時間を要しているため。	
国土交通省	客室乗務員情報流出事故関連再調査に関する報告書の一部開示決定に関する件	H22.3.12	384	不服申立て担当課(原課)において、慎重な検討を要するとともに、日本航空再建問題等の所掌業務が極めて繁忙であるため。	

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したものの(資料10)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
警察庁	平成7～12年度の警視庁に係る証明書類(機動隊分) 平成7年度の長崎県警に係る証明書類 平成9年度の熊本県警に係る証明書類 【計6件】	H18.10.17	H23.2.10	1,577	答申の内容に沿った決定をするに当たり、開示対象文書の量が大量(約20万枚)であり、その精査、確認作業等に時間を要しているため。
法務省	砂川事件第1審東京地裁判決を最高裁判所に跳躍上告した際の法務省内の手続の記録の不開示決定(不存在)に関する件	H22.9.21	H22.12.6	76	情報公開窓口担当(2名)において不服申立てを担当したところ、答申から決定に至るまでの期間は、公文書管理法の施行に向けた作業(所管庁からの作業指示への対応、省内規程に係る検討、調整等)が繁忙を極めた時期であり、不服申立ての事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	砂川事件に関する最高裁判所への跳躍上告について法務省でなされた協議等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件	H22.9.21	H22.12.6	76	情報公開窓口担当(2名)において不服申立てを担当したところ、答申から決定に至るまでの期間は、公文書管理法の施行に向けた作業(所管庁からの作業指示への対応、省内規程に係る検討、調整等)が繁忙を極めた時期であり、不服申立ての事務処理手続を行うことができなかった。
法務省	福岡拘置所の特定独居内に設置されている特殊な畳等の畳内部の構造上のすべてが分かる図面等の不開示決定に関する件	H19.3.30	H22.4.15	1,112	開示請求に係る文書を保有する課の情報公開担当職員は1名であるところ、他の通常業務(文書管理業務・国会対応業務・各種照会業務等)が繁忙であったこと及び本件不服申立人から別件の不服申立てが相次いでなされ、答申内容等の調査・検討に時間を要したため。
法務省	東京拘置所に係る「総合監視システム概要」等の一部開示決定に関する件	H20.2.22	H22.4.15	783	開示請求に係る文書を保有する課の情報公開担当職員は1名であるところ、他の通常業務(文書管理業務・国会対応業務・各種照会業務等)が繁忙であったこと及び本件不服申立人から別件の不服申立てが相次いでなされ、答申内容等の調査・検討に時間を要したため。
法務省	東京拘置所に係る「非常電鈴設備系統図」等の一部開示決定に関する件	H20.2.22	H22.4.15	783	開示請求に係る文書を保有する課の情報公開担当職員は1名であるところ、他の通常業務(文書管理業務・国会対応業務・各種照会業務等)が繁忙であったこと及び本件不服申立人から別件の不服申立てが相次いでなされ、答申内容等の調査・検討に時間を要したため。
法務省	特定職員に係る平成19年出勤簿及び人事記録の一部開示決定に関する件	H21.11.30	H22.10.20	324	不服申立て担当者が1名のみであり、通常業務の事務繁忙に加え、同時期に不服申立て事案に係る審査会からの答申が3件重なったこと、さらに、本件答申内容が当初の一部開示決定を変更する内容であり、その変更箇所が4箇所あったことから、裁決書を作成するに当たって、その内容の精査に予想以上の時間を要したため。
法務省	名古屋法務局の障害者職員名簿等の一部開示決定に関する件	H22.1.18	H22.9.1	226	不服申立て担当者が1名のみであり、通常業務の事務繁忙に加え、同時期に不服申立て事案に係る審査会からの答申が3件重なったこと及び当該事案に係る審査請求が開示部分のほぼ全ての項目について該当していたことから、答申内容を個々に精査し、裁決書を作成するまでに時間を費やしたため。
法務省	新潟刑務所に係る平成21年出勤簿等の一部開示決定に関する件	H22.7.12	H22.10.21	101	審査請求人から行政不服審査法に関連する申し出がなされ、その趣旨の確認等に約3か月を要したため。
法務省	平成18年度中に仮釈放又は仮退院した発達障害等を有する人の保護観察事件記録の不開示決定に関する件	H22.3.23	H22.7.5	104	不服申立て担当者1名で事務処理を行っているところ、同担当者の他の業務(個人情報保護、行政文書ファイル管理及び給与簿監査等)が著しく繁忙であったため。
法務省	セカンダリ審査運用方針及び具体的な運用基準等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H21.12.7	H22.6.16	191	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	仮放免許可の基準及び運用に係る一切の文書の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H22.1.25	H22.6.24	150	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。
法務省	西日本入国管理センターの収容所から外が見えない窓にした根拠及び決定者を記した文書の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H22.1.18	H22.5.28	130	不服申立て担当課の職員は2名であるところ、不服申立てに関する事務の他に本省及び地方支分部局等で受理した保有個人情報及び行政文書の開示請求に対する事務及び他の業務(情報セキュリティに関する事務、出入(帰)国者数の統計事務、外国人登録者数の統計事務、保有個人情報に関する事務)を兼務し、不服申立てに関する事務に専任する職員を配置できなかったため。
外務省	「防衛計画の大綱2」(作成(取得)時期:1995年1月1日/作成者:総合外交政策局安全保障政策課)に綴られている文書の全て。	H22.3.30	H22.9.14	168	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(衆・参議院)」に綴られている文書の全て。	H22.6.22	H22.11.17	148	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	行政文書ファイル「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て。	H22.3.16	H22.7.30	136	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備」に綴られている文書の全て。	H22.2.23	H22.7.7	134	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	第112回国会における竹下内閣総理大臣施政方針演説(1988年1月25日)で表明された「さわやか行政サービス運動」の外務省における実施計画(最新のもの)。	H22.2.24	H22.6.16	112	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	PSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」の庶務担当部局が当該訓練に関して外務省行政文書ファイルに綴っている文書の全て。	H22.3.31	H22.7.16	107	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「イラン」。	H22.3.30	H22.6.18	80	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「周辺事態法整備(各論:基本計画と国会)」に綴られている文書の全て。	H22.11.16	H23.2.2	78	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「イラン(2002.9-)」。	H22.3.9	H22.5.20	72	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「イラン」。 【計2件】	H22.3.16	H22.5.20	65	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定期間に尼崎労働基準監督署が特定会社の特定製品の製造作業に関して行った調査に係る文書等の不開示決定に関する件	H22.4.20	H23.3.22	336	対象文書を所管する担当課の主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名において、これ以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	特定病院に係る返還同意書の一部開示決定に関する件	H22.3.18	H22.12.1	258	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	名古屋北労働基準監督署長から特定会社社長あての特定日付け是正勧告書の不開示決定に関する件	H22.10.19	H23.2.3	107	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	建設工事現場で発生した労働災害について事業者へ報告を求めた文書一式等の不開示決定に関する件	H22.11.9	H23.2.10	93	対象文書を所管する担当課の主として開示請求・不服申立ての処理を行う者1名において、これ以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。
厚生労働省	特定期間に熊本労働基準監督署が交付した指導票の控え等の一部開示決定に関する件	H22.12.22	H23.3.22	90	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定期間に熊本労働基準監督署が交付した指導票の控え等の一部開示決定に関する件	H22.12.22	H23.3.22	90	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	庄内労働基準監督署が特定会社に関して作成した是正勧告書等の不開示決定に関する件	H22.12.7	H23.3.3	86	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	彦根労働基準監督署が特定会社に対して行った監督指導等の結果が記載された監督復命書の不開示決定に関する件	H22.11.9	H23.2.3	86	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定病院が熊野労働基準監督署に提出した時間外労働休日労働に関する協定届の不開示決定に関する件	H22.12.7	H23.3.3	86	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社から平成14年に四日市労働基準監督署に届出された就業規則等の一部開示決定に関する件	H22.7.21	H22.10.14	85	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社から平成17年に四日市労働基準監督署に届出された就業規則等の一部開示決定に関する件	H22.7.21	H22.10.14	85	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社から平成20年度に四日市労働基準監督署に届出された時間外労働・休日労働に関する協定届等の一部開示決定に関する件	H22.7.21	H22.10.14	85	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	行政事件訴訟記録簿(平成15年度)の一部開示決定に関する件	H22.11.15	H23.2.8	85	先例答申がなく、慎重な検討が必要であったこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	船橋労働基準監督署が交付した監督復命書等の一部開示決定に関する件	H22.11.16	H23.2.3	79	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	船橋労働基準監督署の2005年度監督復命書つづりの一部開示決定に関する件	H22.11.16	H23.2.3	79	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定施術所の監査及び個別指導に関する文書の不開示決定に関する件	H22.1.21	H22.4.6	75	対象文書を所管する担当課において、情報公開に係る事案の処理が集中している上に(開示請求289件、不服申立て15件)、これ以外の業務が繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	東京労働局ホームページから個人情報流出に関する資料を削除するに至る経緯を示す文書の不開示決定に関する件	H22.7.6	H22.9.16	72	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから処理に時間を要したため。
厚生労働省	特定発電所施設建設工事に係る是正勧告書の不開示決定に関する件	H22.9.14	H22.11.19	66	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定個人が津山労働基準監督署に申告した特定会社の不正に関する書類の不開示決定に関する件	H22.5.18	H22.7.22	65	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	下関労働基準監督署が特定会社に対して行った監督指導に係る文書の不開示決定に関する件	H22.8.10	H22.10.12	63	対象文書を所管する担当課において、不服申立て事案が集中したこと(21年度:情報公開26件・個人情報14件、22年度:情報公開9件・個人情報25件)。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	京都西陣公共職業安定所特定庁舎の機械警備記録(平成16年4月1日から同17年3月31日までの期間分)の不開示決定に関する件	H22.7.21	H22.9.21	62	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから処理に時間を要したため。
厚生労働省	京都西陣公共職業安定所特定庁舎の機械警備記録(平成17年4月1日から同年5月31日までの期間分)の不開示決定に関する件	H22.7.21	H22.9.21	62	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから処理に時間を要したため。
防衛省	イラク人道復興支援活動を行う自衛隊の派遣場所が記載された文書の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第441号)	H22.12.10	H23.2.15	67	開示の可否に関する検討に時間を要しかつ開示対象文書の量(不開示情報が約180か所)が大量であったため。
防衛省	安全保障と防衛力に関する懇談会に係る文書の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第163号)	H22.7.21	H22.9.28	69	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に57日要したため。
防衛省	平成20年度航空安全会議資料等の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第21号)	H22.5.17	H22.8.20	95	不服申立て担当(窓口)課において、決定書の決定理由の検討に84日要したため
防衛省	「第1次イラク復興支援群成果報告」等の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第387号)	H22.11.29	H23.3.10	101	開示の可否に関する検討に時間を要しかつ開示対象文書の量(不開示情報が約120か所)が大量であったため。
防衛省	陸自教範「対特殊武器戦」の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第315号)	H22.10.26	H23.2.8	105	不服申立て担当(窓口)課において、決定書の決定理由の検討に98日要したため
防衛省	日米物品役務相互提供業務の参考の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第277号)	H22.10.5	H23.2.8	126	不服申立て担当(窓口)課において、決定書の決定理由の検討に119日要したため
防衛省	海上自衛隊護衛艦「あたご」に係る事故発生当日の航海長に対する事情聴取の記録の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(平成22年度(行情)答申第20号)	H22.5.17	H22.10.1	137	不服申立て担当課において、不服申立て内容の可否に係る検討に128日要したため
防衛省	防衛庁・自衛隊の戦史教育の現状と将来の展望の一部開示決定に関する件(平成22年度(行情)答申第258号)	H22.9.22	H23.2.8	139	不服申立て担当(窓口)課において、決定書の決定理由の検討に132日要したため

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛省	防衛力の在り方検討会議第1回作業部会資料等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第597号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第1回会議議事録等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第596号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第2回会議議事録等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第599号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第1回幹事会資料等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第600号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第1回作業部会資料等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第601号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第4回会議議事録等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第604号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議第2回幹事会資料等の一部開示決定に関する件 (平成21年度(行情)答申第608号)	H22.3.16	H22.8.26	163	不服申立て担当課に同時期、類似案件に関する答申が7件あり、これらの答申に基づいて再決定を行うための開示の可否に係る検討に139日要したため。

○調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
警察庁	平成8年度の警視庁に係る証明書類(機動隊除く) 平成8年度の愛知県警に係る証明書類【計2件】	H21.2.24	765	答申の内容に沿った決定をするに当たり、開示対象文書の量が大量(約11万枚)であり、その精査、確認作業等に時間を要しているため。	
法務省	「最近の不正・不当事件(平成19年6月)」の一部開示決定に関する件	H21.11.9	507	不服申立て担当者が1名のみであり、通常業務の事務繁忙に加え、同時期に不服申立て事案に係る審査会からの答申が3件重なったこと、さらに、本件答申内容が当初の一部開示決定を変更する内容でありその変更箇所が9箇所あったことから、裁決書を作成するに当たって、その内容の精査に予想以上の時間を要したため。	
外務省	特定公館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度)【計3件】	H16.2.10	2,606	不服申立て担当課及び開示請求文書を保有する課において、所掌事務に繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかった等の事由によるもの。	
外務省	特定期間の在外公館長赴任に際しての贈呈品購入等【計5件】	H16.3.9	2,578	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定公館の報償費の支出がわかる文書【計3件】	H16.3.9	2,578	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書【計5件】	H16.3.31	2,556	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。	H16.3.31	2,556	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書。	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、2000年度」	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴限度額等について」。	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定室長の在職中の特定会計経費関連文書。	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費(機密費)の支出基準の分かる文書	H16.4.20	2,536	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費に関する一切の文書	H16.5.18	2,508	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切。	H16.6.22	2,473	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費について、(1)各部局(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の各部局(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録【計5件】	H16.7.27	2,438	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	1958年10月の岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談記録等【計2件】	H18.4.21	1,805	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	日米防衛協力のための指針に関して綴られている文書の全て。	H20.2.4	1,151	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	イラク大量破壊兵器関連文書。 【計4件】	H21.3.26	735	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「核兵器関連」に綴られている文書の全て。	H21.6.16	653	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	職員処分に係る文書一式(直近の免職のもの)	H21.12.21	465	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「在日米軍の展開」に綴られている文書の全て。	H22.1.19	436	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「国以外の者による協力」に綴られている文書の全て。	H22.1.19	436	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省連絡室が、その業務目的のために収集・作成した文書の全て。	H22.1.19	436	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備4」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	366	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備5」に綴られている文書の全て。	H22.3.30	366	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書。	H22.5.25	310	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮1」。 【計3件】	H22.9.21	191	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「第1回から第4回までの外交政策企画委員会記録」の全て。	H22.10.5	177	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「周辺事態法整備(衆議院)」に綴られている文書のすべて。	H22.10.26	156	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「イラン」	H22.11.2	149	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米地位協定の考え方(改訂版)」。	H22.11.2	149	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成15年(行情)諮問第569号における審査対象文書。	H22.11.24	127	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮2」	H22.12.3	118	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「周辺事態法整備(各論:周辺事態)」に綴られている文書の全て。 (ほか1件) 【計2件】	H22.12.7	114	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「安保条約の概要(新版)」。	H22.12.20	101	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「ミサイル不拡散東京セミナー(概要と評価)」 【計2件】	H22.12.21	100	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	「周辺事態法整備(その他)」に綴られている文書の全て。	H23.1.25	65	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収法11条2項により労務費率方式でなく実際に支払った賃金で建設の事業の労災保険料を算定する場合のやり方を定めた文書等の不開示決定に関する件	H22.3.11	385	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収法11条2項により労務費率方式でなく実際に支払った賃金で建設の事業の労災保険料を算定する場合のやり方を定めた文書等の不開示決定に関する件	H22.3.11	385	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収法11条2項により労務費率方式でなく実際に支払った賃金で建設の事業の労災保険料を算定する場合のやり方を定めた文書等の不開示決定に関する件	H22.3.11	385	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収法11条2項により労務費率方式でなく実際に支払った賃金で建設の事業の労災保険料を算定する場合のやり方を定めた文書等の不開示決定に関する件	H22.3.11	385	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	東京労働局等において、労働保険徴収法11条2項により労務費率方式でなく実際に支払った賃金で建設の事業の労災保険料を算定する場合のやり方を定めた文書等の不開示決定に関する件	H22.3.11	385	先例答申がなく、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 加えて、情報公開請求以外の業務が集中し、本件に専念する時間的余裕がなかったため。	
厚生労働省	特定医薬品が副作用救済給付の原因医薬品と決定された根拠を示す薬事・食品衛生審議会での審議資料の不開示決定に関する件	H22.9.21	191	開示請求案件(年間約4,400件)及び不服申立て案件(年間約20件)が特定の課室に集中したため。また、その所管業務が著しく多忙であったため。	H23.4.8決定
厚生労働省	朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件	H22.12.7	114	対象文書が古く、かつ手書きのため文字の判読が難解であったこと等からマスキング等に時間を要したため。	
厚生労働省	最低賃金適用除外申請書等の一部開示決定に関する件	H23.1.18	72	答申内容について、対象文書を所管する担当課と情報公開担当課との間で慎重に検討したことから、処理に時間を要したため。 また、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。	

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料12)

<第1審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	東京地裁	警察庁長官	H22.9.2	警察庁長官が、平成21年1月21日付けで原告に対してした行政文書一部不開示決定処分中、「出張計画書」中の「警察電話の内線番号」に係る部分の取り消しを求めたもの。	却下 棄却	判決確定
金融庁	東京地裁	金融庁長官	H22.4.23	<行政文書不開示処分異議申立棄却決定取消請求事件> 特定日に当庁法令等遵守調査室に送付されたとする特定職員に係る調査依頼書に関する書面について、存否応答拒否による不開示決定を行った決定にかかる異議申立てに対する棄却決定の取消を訴えるもの。 <追加的併合申立事件> 上記訴えの提起に対し、平成21年10月27日付で訴えの追加的併合(変更)申立書により、本件不開示決定の取消しの訴えを併合して提起したものの。	請求棄却	
総務省	横浜地裁	総務大臣	H22.11.10	<行政文書不開示決定取消請求事件> 本人以外による恩給に関する開示請求について、存否応答拒否とした決定の取消しを求めたもの。	却下 棄却	
法務省	東京地裁	法務大臣	H22.12.22	<行政文書一部不開示決定処分一部取消請求事件> 国を被告とする訴訟に係る判決書のうち、事件番号、事件名並びに原告らの氏名及び住所が法5条第1号に該当するとして一部不開示とした処分の一部取消しを求めたもの。	一部認容、 一部却下、 一部棄却	原告控訴
外務省 財務省	東京地裁	外務大臣 財務大臣	H22.4.9	<文書不開示決定処分取消等請求事件> 沖縄返還交渉においていわゆる「密約」があったことを示す行政文書等の開示請求に対して、外務大臣及び財務大臣が行った不開示(不存在)決定処分に対し、不開示決定の取消し及び開示の義務付け並びに不開示決定によって被った精神的損害に対して国賠法1条1項に基づく支払いを求めたもの。	認容	被告控訴、東京高裁で係属中
外務省	東京地裁	外務大臣	H23.2.18	<外務省保有資料不開示決定処分取消請求事件> 沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書の開示請求に対して外務大臣が行った不開示(不存在)決定処分に対し、不開示決定の取消しを求めたもの。	棄却	原告控訴、東京高裁で係属中
外務省	東京地裁	外務大臣	H22.12.1	<慰謝料請求事件> 開示実施方法等申出書の記載不備の訂正を求めて開示の実施を遅延されたことにより被った精神的損害に対して国賠法1条1項に基づく支払いを求めたもの。	棄却	
国税庁	東京地裁	館林 税務署長	H22.11.5	<行政文書不開示決定取消等請求事件> ○原告は、平成19年5月3日に死亡した被相続人の相続税申告書等について、個人情報保護法及び情報公開法に基づく開示請求を行った。 ○処分庁は、これらの開示請求に対し、いずれも不開示決定処分を行った(平成21年9月11日付及び平成21年11月26日付)。 ○原告は、この不開示決定処分の取消しを求めるとともに国家賠償を求めて本訴を提起した(平成22年1月14日付、平成22年4月19日付(訴え変更申立て))。	棄却	○本訴は、訴えの追加的併合申立事件が関連しており、同判決において却下されている。 ○原告控訴
厚生労働省	東京地裁	厚生労働大臣	H22.12.16	<行政文書不開示決定取消請求事件> 特定個人に給付した障害基礎年金等に係る関係資料の不開示決定処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁
防衛省	東京地裁	防衛大臣	H23.1.14	<不開示処分取消請求事件> テロ特措法に基づきインド洋上で海上自衛隊が他国の艦船に給油している燃料の契約書等の開示請求に対し、燃料契約相手方企業に係る情報等を不開示処分したことについて、企業に係る情報を記載した部分を不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高
防衛省	那覇地裁	沖縄防衛局長	H23.1.19	<非開示決定処分取消請求事件> 普天間代替施設建設に関する行政文書の開示請求に対し、環境影響評価に関し助言を受けた専門家の氏名等を不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定

<控訴審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	東京高裁	東京法務局長	H22.4.21	〈行政文書不開示処分取消請求控訴事件〉 帰化事件処理要領のうち、国籍法に定める帰化条件の行政解釈の一般的な説明部分は法第5条第6号に該当しないと、当該部分についての不開示処分の取消しを求めたもの。	棄却	確定
外務省	東京高裁	外務大臣	H22.6.23	〈文書不開示決定処分取消等請求事件〉 日韓国交正常化関連文書の開示請求に対して、外務大臣が平成19年11月16日付けで行った開示決定等(141文書)のうち全部又は一部を不開示とした13文書に対し、不開示決定の取消し及び開示の義務付けを求めたもの。	棄却	平成22年7月7日、原告は上告及び上告受理申立てを行ったが、同年10月6日、上告は取下げたところ、上告受理申立て審査待ち。

<上告審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
外務省	最高裁	外務大臣	H22.8.10	〈不作為の違法確認等請求〉 在外公館における報償費の支出に関する文書の開示請求に尽き、開示決定期限の延長を違法として損害賠償を求めたもの。	上告不受理	
国土交通省	最高裁	関東運輸局長	H22.7.15	〈行政文書不開示処分取消及び行政文書開示処分義務付け請求上告事件〉 原判決(東京高裁 平成22年2月25日判決)の取消しを求めたもの。 自動車の予備検査に関して、その事実がないため不存在を理由に行った不開示決定について、審査請求に基づく裁決を行ったが、処分庁をはじめ、審査庁等の行為は信用することができず、隠ぺいや隠避の目的に出ているとして本件処分の取消及び本件文書の開示決定を求めたもの。	上告棄却	
国土交通省	最高裁	国土交通大臣	H22.7.6	〈行政文書不開示決定取消請求上告提起事件〉 原判決(高松高裁 平成22年3月18日判決)につき、憲法違反があることを理由に最高裁での審議を求めたもの。	上告棄却	
国土交通省	最高裁	国土交通大臣	H22.7.6	〈行政文書不開示決定取消請求上告受理申立て事件〉 原判決(高松高裁 平成22年3月18日判決)につき、最高裁判例の変更を伴う重要事件であることを理由に最高裁での審議を求めたもの。	上告申立て不受理	